

令和3年度

実地指導結果の概要



江東区



江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し実地指導を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所を訪問する実地指導を一部中止又は延期しました。

このことにより、下記の通り27事業所に対して実地指導を実施しました。

### 実地指導

サービス種類	実地指導数	文書指摘 事業所数	文書指摘延事項数		
			運営	報酬	内返還
居宅介護支援	9	9	23	10	10
訪問介護	2	1	1	0	0
訪問看護	3	3	4	2	2
通所リハビリテーション	1	1	1	0	0
短期入所生活介護	1	0	0	0	0
短期入所療養介護	1	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2	1	2	0	0
介護老人福祉施設	1	1	1	0	0
介護老人保健施設	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	2	1	3	1	1
介護予防支援	4	4	11	0	0
計	27	22	47	14	14

令和3年度に区が実施した実地指導において、各事業所に指摘した主な内容は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

## I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画を変更する際、アセスメントを行っていない事例が認められた。</li> </ul>
2	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の事業所等の紹介を求めることや、事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書を交付して説明を行っていない事例が認められた。</li> <li>前6月間に訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書を交付して説明を行っていない事例が認められた。</li> </ul>
3	居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護の利用を中止し、訪問介護サービスの内容を通所介護事業所への送迎前の介助に替えて、洗髪、清拭を提供しているにもかかわらず、居宅サービス計画の変更を行っていない事例が認められた。</li> </ul>
4	保険給付の対象となるかどうかの区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保険給付の対象となるかどうかの区分が適切に記載されていない事例が認められた。</li> </ul>
5	個別サービス計画の提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別サービス計画が送付されるのを待つのみで、個別サービス計画の提出を求めている事例が認められた。</li> </ul>
6	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接によりモニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。</li> </ul>
7	主治の医師等の意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医療サービスを位置付ける際に、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めたこと及び、居宅サービス計画を交付したことが確認できない事例が認められた。</li> <li>◆ 医療サービスを必要とする場合に、居宅サービス計画を作成した際、主治の医師等に当該居宅サービス計画を交付していない事例が認められた。</li> <li>・ 医療サービスを利用しているにもかかわらず、主治の医師等の指示を確認せず、また居宅サービス計画に医療サービスを位置付けていない事例が認められた。</li> </ul>

8	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定福祉用具の販売について介護保険給付を行ったにもかかわらず、当該福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付けておらず、また、当該福祉用具販売の利用の妥当性を検討していない事例が認められた。</li> <li>◆ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける際及び継続して福祉用具貸与を受ける際に、その利用の妥当性を検討した記録及び当該福祉用具貸与が必要な理由の記載が確認できない事例が認められた。</li> </ul>
9	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ていない事例が認められた。</li> </ul>
1 0	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に居宅サービス計画を作成する又は、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する利用者に該当しないにもかかわらず、算定した事例が認められた。</li> </ul>
1 1	退院・退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ カンファレンスの参加者の要件及び添付文書の要件を満たしていない事例が認められた。</li> </ul>
1 2	特定事業所加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと」の要件を満たしていないにもかかわらず算定していた。</li> </ul>
1 3	運営基準減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1月に1回、モニタリングを行わず、モニタリングの結果を記録していなかった事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていなかった。</li> <li>・ 複数の事業所等の紹介を求めることや、事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書を交付して説明を行っていない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていなかった。</li> <li>・ 前6月間に訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書を交付して説明を行っていない事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていなかった。</li> </ul>

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

## II 居宅サービス

### 1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

### 2 訪問看護

番号	分類	指摘内容
1	主治の医師との関係	・ 訪問看護指示期間終了後、新たな指示書を受けないまま指定訪問看護を提供していた事例が認められた。
2	秘密保持等について	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
3	長時間訪問看護への加算	・ 特別な管理を必要とする利用者に該当しない利用者に対して1時間30分以上行った指定訪問看護について、1時間30分以上に係る所要時間に該当する訪問看護費を算定した事例が認められた。
4	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	・ 1月以内の緊急時訪問について、1回目を夜間、2回目を加算の対象となる時間帯以外の時間帯に行ったにもかかわらず、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定した事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

### 3 通所リハビリテーション

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

### 4 特定施設入居者生活介護

番号	分類	指摘内容
1	特定施設サービス計画の作成	・ 短期目標期間の終了後の特定施設サービス計画を作成していない事例が認められた。
2	秘密保持等	・ 個人情報の使用に係る利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

### Ⅲ 施設サービス

#### 1 介護老人福祉施設

番号	分類	指摘内容
1	サービスの提供の記録	・ 入所に際して入所の年月日、施設の種類及び名称を記載していない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

#### 2 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	身体的拘束等の適正化のための指針	・ 規定された項目が盛り込まれておらず不十分な内容であった。
2	安全対策体制加算	・ 指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修を適切に実施するための担当者が、安全対策に係る外部の研修を受講又は受講申込をしていなかった。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

### Ⅳ 地域密着型サービス

#### 1 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	変更の届出等	・ 介護支援専門員の変更があるにもかかわらず、区へ届出を行っていない事例があった。
2	従業者の員数	・ 計画作成担当者に介護支援専門員を充てていなかった。
3	認知症対応型共同生活介護計画の作成	・ 認知症対応型共同生活介護計画を作成するにあたって、アセスメントを行っていない事例が認められた。
4	人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定	・ 計画作成担当者のうち1以上の者について介護支援専門員をもって充てていなかったにもかかわらず、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定していなかった。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

#### IV 介護予防支援

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び同意	◆ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、利用申込者又はその家族に説明を行っていない事例が認められた。
2	モニタリングの結果の記録	◆ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していなかった。
3	医師への介護予防サービス計画の交付	・ 医療サービスを位置付ける際に意見を求めた医師に介護予防サービス計画を交付していない事例が認められた。
4	介護予防福祉用具貸与が必要な理由の記載	・ 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討した記録及び当該介護予防福祉用具貸与が必要な理由の記載が確認できない事例が認められた。
5	福祉用具販売の介護予防サービス計画への位置付け	・ 特定介護予防福祉用具の販売について予防給付を行ったにもかかわらず、当該福祉用具販売を介護予防サービス計画に位置付けていない事例が認められた。
6	秘密保持	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項